

令和 7 年度 答 申 第 4 号
令和 7 年 1 0 月 1 6 日

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一 様

松戸市個人情報保護審議会
会 長 井 川 信 子 印

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について
(答申)

令和 7 年 1 月 2 1 日付け松教生総第 2 8 5 号をもって諮問のあった保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行った本件処分は、別表に掲げる部分以外については妥当であるが、別表記載箇所については、これを取り消し、変更・開示等すべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和6年7月9日付け保有個人情報開示請求書により、「1 令和5年10月に私・〇〇〇〇がX（旧 Twitter）に投稿した内容に関する苦情の文書および記録の全て（電子的記録を含む）。2 令和5年10月以降に千葉県教育委員会が関わった私・〇〇〇〇に関する文書および記録の全て（電子的記録を含む）。3 令和5年10月以降の私・〇〇〇〇〇〇に関する記録および会議録の全て（電子的記録を含む）。」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和6年8月22日付け保有個人情報一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年11月6日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和7年7月29日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分における本件決定通知書別紙記載のNO1からNO5（※口頭意見陳述において、NO4をNO5に訂正。）の一部開示の決定を開示と変更することを求める。

(2) 本件審査請求の理由

教育委員会は、審査請求人に対して懲戒処分をほのめかし、審査請求人が勤務時間外に私的に利用しているSNSの投稿の削除を命じている。また、審査請求人は教育委員会に対して、このことに関するハラスメントを申し立てている。NO1からNO5の文書の多くは、本件に係る文書であり、審査請求人の財産や社会的地位に関わる重大な情報であるため、

開示とすることが適当である。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 別紙NO1の開示しない部分の非開示理由について

本件開示請求の対象である別紙NO1の公文書には、松戸市立学校職員によるSNSへの投稿内容に係る概要が時系列に記載されており、別紙NO1の1頁から2頁には教育委員会に対して、報告者より電話、又はメールで情報提供やお問い合わせ、ご意見を頂いた内容が記載されている。そのうち、報告者の居住情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号に該当するため、非開示とした。

また、議員氏名については、当該問い合わせは公務に関するものではなく開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号に該当するため、非開示とした。

報告者からの情報提供やご意見については、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人権利利益を害するおそれがあることから、法第78条第1項第2号に該当するため、非開示とした。

別紙NO1の3頁から6頁の開示しない部分には、人事管理に係る記録が記載されており、人事管理に係る事務については、公正かつ円滑な人事を確保するとともに組織の維持、向上の観点から行うことが必要であることから、法第78条第1項第7号へに該当するため、非開示とした。

イ 別紙NO2からNO4の開示しない部分の非開示理由について

本件開示請求の対象である別紙NO2からNO4の公文書には、教育委員会に対して、報告者より電話、又はメールで情報提供やご意見を頂いた内容が記載されており、報告者の個人名、住所、電話番号、メールアドレスは、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号に該当するため、非開示とした。

報告者からの情報提供やご意見については、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外

の個人の権利利益を害するおそれがあることから、非開示とした。

また、別紙NO2及びNO4の「口受理者より」の下の方には、人事管理に係る記録が記載されており、人事管理に係る事務については、公正かつ円滑な人事を確保するとともに組織の維持、向上の観点から行うことが必要であることから、法第78条第1項第7号へに該当するため、非開示とした。

ウ 別紙NO5の開示しない部分の非開示理由について

審査請求人の口頭意見陳述において、NO5も審査請求の対象とすることが確認され、処分庁の理由説明時に、当審議会から処分庁へその旨を伝え、了承された。また、NO5の開示しない部分の非開示理由については、本件決定通知書別紙記載のとおりであることが確認された。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 法第78条第1項第2号前半部分において、不開示情報として「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定している。

氏名や居住情報、メールアドレスや電話番号については、特定の個人を識別するもの、あるいは他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、非開示となると解する。

イ 法第78条第1項第2号後半部分において、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については不開示情報となると規定している。

これは、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するものについては、たとえ個人を特定できなくても他者の権利保護の観点から非開示としたものである。開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれとは、情報を開示することにより、個人の権利ないし正当な利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であると解される。そして、かかるおそれが客観的に認められるというためには、権利ないし正当な利益が害されることの単なる可能性があるというのみでは足りず、権利ないし正当な利益を害されることの相当の蓋

然性があることが求められるというべきである。

当審議会において、インカメラ審理を行うとともに処分庁に対して意見聴取を行ったところ、報告者からのメールや電話の内容が非開示となっていたもののうち、教育委員会への匿名の方からの電話等による報告内容が要約され一般的事項としてまとめられているものがあった。

詳細な報告書には、記載内容から個人が特定されるおそれが認められるものもあり、また、苦情等のメールや報告書が公開されるとなると、苦情等を申し出るのをためらうようになるおそれがあることから、苦情受付という業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる（法第78条第1項第7号柱書）。

しかしながら、一般的事項としてまとめられている記載については、個人が特定されるおそれも認められないし、また、個人の権利ないし正当な利益が害される蓋然性は認められないことから、開示すべきである。

また、教育委員会からメール送信者宛てに返信されたメールの本文について、メール送信者の意見が含まれているとして非開示としているが、かかる部分は教育委員会の見解を述べているにすぎず、メール送信者の意見とは認められない。したがって、法第78条第1項第2号後半部分に該当しないことから、開示すべきである。

ウ 処分庁は、市議会議員からの問い合わせについて、当該問い合わせは公務でないことから、法第78条第1項第2号ハに該当せず非開示としている。

しかし、本件においては、特定の職員の人事に関する問い合わせを行い、それについて担当者から回答を得ていることからすると、公共性の高い行為であるといえ、公務に該当すると解する。したがって、法第78条第1項第2号ハにより、職名と職務内容については開示すべきである。

しかしながら、当該職務内容については、人事管理に関する問い合わせであったことから、法第78条第1項第7号ヘに該当する可能性がある。他の箇所とともに、次号において検討する。

(2) 法第78条第1項第7号への該当性について

ア 法第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれ・・・(中略)・・・があるものイ～ホ（略）

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及

ばすおそれ

ト (略) 」と規定している。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。そして、「支障を及ぼすおそれ」については、行政機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、客観的に判断される必要があると解する。支障の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、おそれの程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する相当の蓋然性が要求される。

イ 当審議会において、インカメラ審理を行うとともに処分庁に対して意見聴取を行ったところ、議員からの問い合わせ内容については、やり取りの内容を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが認められた。

しかしながら、議員からの問い合わせ以外の非開示部分は、審査請求人のSNS投稿に対する苦情に関する教育委員会の対応や当該苦情に端を発した教育委員会と審査請求人との間のやり取りが記載されているにすぎない。これらについては、教育委員会が審査請求人に対して行った指導に関するものであり、人事管理に関する事務ではあるが、指導の具体的内容や検討内容ではなく、対応記録に過ぎないものである。そして、かかる内容が開示されたとしても、教育委員会が行う人事管理に係る事務において、公正かつ円滑な人事の確保が困難となるおそれは認められない。

したがって、法第78条第1項第7号へには該当せず、開示すべきである。

(3) 文書の特定について

当審議会において、処分庁に対し意見聴取を行ったところ、特定漏れの文書が発見された。処分庁は、特定漏れの文書について改めて特定し、開示決定等をすべきである。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 7年 1月21日	諮問書の受理
令和 7年 3月 7日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 7年 7月11日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 7年 8月 8日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 7年 9月10日	第4回審議会（審議）
令和 7年10月16日	第5回審議会（審議）

別 表

変更・開示等すべき項目

文書名	頁	非開示箇所	内容
松戸市立学校職員によるSNSへの投稿内容について	1	上から2つ目	法第78条第1項第2号非該当のため開示すべき
		上から4つ目	非開示理由を法第78条第1項第7号へに変更すべき
		上から5つ目	法第78条第1項第2号非該当のため開示すべき
	2	上から1つ目	法第78条第1項第2号非該当のため開示すべき
		上から3つ目	非開示理由を法第78条第1項第7号へに変更すべき
	3		法第78条第1項第7号へ非該当のため開示すべき
	4	上から1つ目	法第78条第1項第7号へ非該当のため開示すべき
		上から2つ目	法第78条第1項第7号へ非該当のため開示すべき
	5	上から1つ目	法第78条第1項第7号へ非該当のため開示すべき
		上から2つ目	法第78条第1項第7号へ非該当のため開示すべき
	6		法第78条第1項第7号へ非該当のため開示すべき
情報一報（令和5年10月16日）		上から2つ目	非開示理由を法第78条第1項第7号柱書に変更すべき
		上から3つ目	非開示理由を法第78条第1項第7号柱書に変更すべき
		上から4つ目	法第78条第1項第7号へ非該当のため開示すべき
メール詳細	1	上から4つ目	非開示理由を法第78条第1項第7号柱書に変更すべき
	2		非開示理由を法第78条第1項第7号柱書に変更すべき

情報一報（令和５年１０月 １７日）		上から１つ目	非開示理由を法第７８条第１項第 ７号柱書に変更すべき
		上から２つ目	法第７８条第１項第７号へ非該当 のため開示すべき
添付書類送付票・回答案	２	上から２つ目 のうち、第１ 段落２５文字 目以降及び第 ２段落１１文 字目以降の部 分	法第７８条第１項第２号非該当の ため開示すべき
（特定漏れ文書）			特定の上、開示等の判断をすべき